



平成 26 年 8 月 25 日

各 位

会社名 株式会社メディネット
代表者名 代表取締役社長 鈴木邦彦
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原 大 輔
(TEL 045-478-0041)

株主による臨時株主総会の招集請求の発端となった経緯と当社意見について

平成 26 年 8 月 22 日に当社の株主である木村 佳司氏(以下、「請求株主」)より、平成 26 年 8 月 22 日付「臨時株主総会招集等請求書」(以下、「本請求」)を受領したことを受けて、本日、全取締役、監査役出席の臨時取締役会を開催し、臨時株主総会開催要否を審議いただきましたが、決議には至らず、継続審議となりました。今後、取締役会を実施する予定ですが、審議結果や対応の詳細については、決定次第、ご報告いたします。

なお、この請求の発端となった代表取締役異動の経緯および本請求に対する当社意見についても、下記のようにお知らせいたします。

記

1. 代表取締役の解職提案に至った背景

本請求の提案理由には、「改正薬事法等の施行を平成26年11月に控え、再生・細胞医療は今後大きな進歩を遂げることが予想され、当社は第2の創生期ともいべき重要な時期を迎えている。今こそ当社は、がん患者に先端医療による新しい治療法を提供するという創業当時の理念に立ち戻り、より一層事業に邁進し、企業価値を最大化するとともにその社会的使命を全うしなければならない。」との記載がありますが、上場会社たる当社は、創業当時の理念を前提に、株式市場から調達した資金を有効に活用し、収益を上げ、それを更なる事業活動に投資することで、社会に貢献してゆかなくてはならないと考えております。名実ともに個人経営から組織経営に、プライベートカンパニーからパブリックカンパニーへの脱皮が求められます。

しかしながら、木村会長(請求株主)は、昨年9月末に代表取締役を退任して取締役会長に就任し、業務執行から一線を画すと宣言したものの、業務執行に依然として影響力を持っており、コーポレートガバナンス上で問題が生じております。

本来、代表取締役である鈴木社長は、トップとして自らの戦略・方針を示す責任がありますが、会社をはじめとした各ステイクホルダーの利益よりも、木村会長の意向に依存し、その実現のためだけに専心し、本来果たすべきリーダーシップを発揮することができておりませんでした。また、代表取締役の本来業務である他の業務執行取締役を指揮し、会社の適正な運営・監督・管理を行い、代表権を有すること自体が業務執行の統括的な立場にあるにも係らず、その職責を適切に果たすことができておりませんでした。その結果、再生・細胞医療を取り巻く環境が大きく変化するなかで、足元の業績を向上させることを第一に取り組むべき立場にありながら、リソースの選択と集中の意識が欠如していることから、肝心の免疫療法総合支援サービス売上が期初予想から大きく低迷する事態を招くとともに、中期経営計画から逸脱した案件検討に要するコストを増加させる事態が生じております。

こうした事態を受けて、伊木取締役、前川取締役、原取締役の3人は、これまでも、会社経営に適切なコーポレートガバナンスおよびコンプライアンスを鈴木代表取締役に求めてまいりましたが、それが遵守されない状況が続いてまいりました。また、こうした経営体制や鈴木社長の職務遂行の状況等を鑑み、同様の観点から、2年間で、3人の社外監査役が任期中に辞任に至っております。

鈴木代表取締役の解職提案は、このような状況を打破することが目的であり、そのことによって、代表取締役の適格性のモニタリングという取締役本来の役割を果たし、コーポレートガバナンスの本質を

機能させるものであります。

2. 代表取締役異動までの流れ

◇平成 26 年 6 月 26 日開催の取締役会

- 会議の冒頭に、伊木取締役から議長交代の動議が提出され、前川取締役、原取締役がそれに賛成したため、賛成多数をもって議長が原取締役に交代した。
その後、伊木取締役から鈴木代表取締役の解職提案がなされ、前川取締役、原取締役がそれに賛成したため、賛成多数をもって鈴木代表取締役の解職が決議され、前川取締役より、後任の代表取締役に伊木取締役を推薦する旨提案があり、伊木取締役、原取締役がそれに賛成したため、賛成多数をもって、伊木取締役の代表取締役選任が決議された。
- 次に伊木取締役より、現在の当社の課題である売上増加に対して、鈴木代表取締役が自ら直面することなく、陣頭指揮を執る姿勢がみられない。週次のマネジメント会議にも参加しなくなり、個別の会話でも木村会長の考えの伝達や海外企業や提携が話の中心で、経営スタンスとして地に足がついていない。提携案件についても、案件を適正に運営、監督、管理していない状態が続いている。撤退した中国法人案件も、財務・法務の専門家が推奨した買収監査を実行することなく案件を進め、会社に損害をもたらした。出資案件の交渉相手先に対する木村会長の個人貸付という経営上適切さを欠く行動について、責任ある立場にしながら、中止させるような対応を行わなかったとの解職理由が説明され、鈴木代表取締役に対して辞任をする意向の確認が行われた。鈴木代表取締役は、各取締役とのコミュニケーションが不足していることにより、誤解が生じていることを理由に今件は受け入れられないとコメントした。木村会長からは対外的な影響を最小限にする方法を模索するべきであり、このようなやり方は適切でないとコメントした。
- 伊木取締役、前川取締役、原取締役は、会社法上の手続きは既に完了しており、決議を取り下げることはできないと主張した。
- それに対し、鈴木代表取締役は、3 人の意向は理解したが、幕引きの仕方を工夫して欲しい。外部から見ても無理のないやり方があるはずだと発言した。木村会長は、医療分野は人間関係重視であり、交代は慎重に行う必要があるため、今件はこのタイミングで行うべきではないと発言した。
- その後も約 4 時間に亘って議論が行われた結果、伊木取締役、前川取締役、原取締役から、鈴木代表取締役が本年 7 月末に代表取締役を辞任するとして辞任届にサインすることを条件に、本日の代表取締役の解職に関する取締役会決議を一旦取り下げることが提案され、鈴木代表取締役は、各人との面談の機会を設けることを条件にその提案を受諾し、7 月末に代表取締役を辞任するとして辞任届にサインした。その辞任届は、木村常勤監査役が保管することになった。

◇平成 26 年 6 月 27 日

- 伊木取締役から取締役会メンバーに、平成 26 年 7 月 3 日に臨時取締役会を開催し、鈴木代表取締役の代表取締役の辞任に伴う後任の選任と取締役の順位決定(代表取締役が事故等で職務を遂行できない場合等の職務代行の順位)の決定。以下同じ)を行いたい旨のメール連絡があった。

◇平成 26 年 7 月 1 日

- 木村会長と伊木取締役、原取締役、前川取締役が面談した。

◇平成 26 年 7 月 1 日、7 月 2 日、7 月 3 日

- 鈴木代表取締役と伊木取締役、原取締役、前川取締役が個別に面談した。

◇平成 26 年 7 月 3 日

- 当日、伊木取締役が開催連絡した時間に全取締役、監査役が集合したが、鈴木代表取締役から招集手続きの不備が指摘され、取締役会の開会が宣言されなかった。
- 原取締役からは、取締役会の招集権者は代表取締役であるが、伊木取締役からの招集請求から 5 日以内に代表取締役からの招集連絡がなかったこと、また、招集が無効との表明もなく、取締役会メンバーが全員、実際に集合していることから、取締役会の開催は有効であるとの発言があった。しかし、蘆原監査役、金野監査役から、決議の瑕疵が生じないよう、法令、定款に準拠した招集手続きを取ってほしい旨の意見があり、延期とすることとした。
- また、鈴木代表取締役から、7 月末をもって代表取締役を辞任しない意向と捉えられる発言が示された。そのため、6 月 26 日開催の取締役会における合意と反していることから、同日付で、伊木取締役、前川取締役、原取締役の連名で、鈴木代表取締役の解職と、鈴木代表取締役の解職に伴う後任の選任、鈴木代表取締役の解職後の取締役の順位決定を議題とした臨時取締役会の招集を 7 月 8 日までに行うことを鈴木代表取締役に対して請求した。

◇平成 26 年 7 月 7 日

- 鈴木代表取締役より、原取締役に面談の要請があり、鈴木代表取締役より、辞任の意向が原取締役に示された。
- 鈴木代表取締役から、辞任の理由については、「足元の業績低迷に対するトップとしてのけじめ」としたいとの話があった。
- その後、伊木取締役、前川取締役、原取締役の 3 人の意向としては、辞任の理由を業績低迷とするのであれば、対外的な整合性を考え、リリースは業績修正と同日が望ましいので、監査法人による四半期レビューの概要が固まる見込みの 7 月末頃に臨時取締役会を招集し、鈴木代表取締役が辞任を表明し、また、鈴木代表取締役の辞任に伴う後任の選任、鈴木代表取締役の辞任後の取締役の順位決定および業績予想の修正を議題にしてはどうか、それであれば、鈴木代表取締役の解職の議題を取り下げてもいいと提案したところ、鈴木代表取締役はそれに同意した。

◇平成 26 年 7 月 8 日

- 鈴木代表取締役から、7 月 7 日の合意(鈴木代表取締役が辞任を表明すること、また、鈴木代表取締役の辞任に伴う後任の選任および鈴木代表取締役の辞任後の取締役の順位決定の 2 点を議題とする取締役会の開催。以下同じ)に反して、「平成 26 年 7 月末日付代表取締役鈴木邦彦の代表取締役辞任に伴う後任代表取締役選定の件」を議題として、平成 26 年 7 月 17 日に臨時取締役会を招集する旨のメール連絡があった。

◇平成 26 年 7 月 17 日開催の取締役会

- 開会宣言直後に、伊木取締役より、本議案の性格を鑑み、議長の交代が望ましいとの発言があり、鈴木代表取締役がその提案を受け入れたことから、原取締役が議長となって議事が進められた。
- 7 月 7 日の合意にもかかわらず、7 月 8 日に鈴木代表取締役から出された議題が「平成 26 年 7 月末日付代表取締役鈴木邦彦の代表取締役辞任に伴う後任代表取締役選定の件」となっていたことから、原議長より、代表取締役の辞任の意向について鈴木代表取締役に確認がなされた。
- その結果、鈴木代表取締役より辞任の意向が示されたが、時期については、対外的な影響を考慮して、7 月末ではなく、9 月末とすべきであり、また、辞任理由については、「一身上の都合」と

し、特段理由を示さなくてよいとの意向が示された。

- 審議の結果、代表取締役の辞任の時期については 9 月末とし、次回の取締役会で、鈴木代表取締役の辞任表明を受けて、鈴木代表取締役の辞任に伴う後任の選任および鈴木代表取締役の辞任後の取締役の順位決定を決議し、決議次第、対外発表を実施するとの方針が了承され、本決議事項の決議は持ち越された。

◇平成 26 年 7 月 31 日開催の取締役会

- 鈴木代表取締役より、平成 26 年 6 月 26 日開催の臨時取締役会、平成 26 年 7 月 17 日開催の臨時取締役会の議論および方針の決定を受けて、平成 26 年 9 月 30 日をもって代表取締役を辞任する旨表明があり、本日開催の取締役会で鈴木代表取締役の辞任に伴う後任の選任、鈴木代表取締役の辞任後の取締役の順位決定を決定することが説明された。
- これを受けて、原取締役から、鈴木代表取締役の辞任に伴う後任の選任について、また、鈴木代表取締役の辞任後の取締役の順位決定について提案があり、議長は、これを議場に諮り、慎重に審議した結果、伊木取締役、前川取締役、原取締役の 3 名が賛成したが、鈴木代表取締役、木村取締役会長は、反対を表明し、賛成多数をもって承認可決された。

3. 本請求に対する当社意見

代表取締役の異動に関しては、上記のように適正なプロセスを経て、決定に至ったにも係らず、木村会長(請求株主)より、株主として臨時株主総会招集の請求がなされたこと、再生・細胞医療が大きな進展をみせるこの時期に、当社の成長を阻害する臨時株主総会の招集請求が行われたこと、およびそれが当社取締役の立場にある木村会長から行われたことは、大変遺憾であります。

なお、本日の臨時取締役会において、上記については、伊木取締役、前川取締役、原取締役の 3 名が賛成し、賛成多数をもって了承を得ています。

以上